

スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために
(沖縄県版)《SSWガイドライン》

～ 児童生徒の最善の利益を優先する ～



令和3年9月
沖縄県教育庁義務教育課

発刊に寄せて

このたび、『スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために(沖縄県版)《SSW ガイドライン》』が発刊されますことに際し、本事業担当課を代表して御挨拶を申し上げます。

現代社会に生きる子ども達は、様々な問題や課題を抱え、その内容は多様化、複雑化しております。加えて、本県は他県と比較して“子どもの貧困率”、“児童虐待数”、“離婚率”等が高い状況があり、子どもを取り巻く環境に様々な課題が見られます。

こうした背景から、学校現場においては、職員の知識や経験だけでは対応が困難な問題も多くなってきています。そのような状況に対応するため、関係機関等との円滑な連携が図れる組織体制の構築が求められており、スクールソーシャルワーカー（以下 SSWr とする）は、学校の組織体制を充実させる上で、大きな役割を担う、なくてはならない存在となってきました。

本県においては、平成 20 年度より国の「スクールソーシャルワーカー活用事業」を活用し、事業を開始しました。この間、SSWr は、学校と連携しながら、問題を抱える子どもや保護者への対応の他、その専門性を生かしながら、関係機関につなぎ課題を解決するなど、多くの成果あげてきています。

一方、課題として、学校における SSWr の職務内容に対するさらなる理解と連携協力体制の充実、また、個々の SSWr の資質向上等があげられます。

このような課題等を踏まえ、令和 2 年度よりスーパーバイザー制度がスタートしました。この制度は、スーパーバイザーによる個々の SSWr に対するアドバイスや事例検討研修等を通しての資質向上を目的としており、人材育成、現場の環境整備等に貢献していただいております。本ガイドライン作成についてもスーパーバイザーに中心的な役割を担っていただきました。

本ガイドラインでは、「スクールソーシャルワークの概要」の他、「相談体制における学校や教育委員会の役割」、「スクールカウンセラー等との連携」、「スーパービジョン体制と研修の在り方と人材育成」といった、学校関係者、教育委員会を含む行政関係者が、SSWr をより効果的に活用する上で必要な内容が網羅されております。

本ガイドラインを広く活用いただくことにより、本事業が効果を上げ子ども達や保護者の方々の最善の利益に繋がるものと考えております。

結びに、発行においてご尽力いただきました比嘉昌哉、仲宗根政貴スーパーバイザー及び崎原美智子、大城愛美スクールソーシャルワーカーに心よりお礼を申し上げますと同時に、本ガイドラインが有効に活用される事を期待して、御挨拶と致します。

2021 年 8 月

沖縄県教育庁義務教育課
課長 目取真 康司

【目次】

発刊に寄せて

1.	スクールソーシャルワークとは	1
2.	スクールソーシャルワーカーは何をする人？	1
	(1) スクールソーシャルワーカーの職務	
	(2) スクールソーシャルワーカーが大切にしていること	
	(3) スクールソーシャルワーカーへのつながりが考えられるケース ;児童生徒や保護者(家庭)の様子から	
3.	児童生徒を支える相談体制とスクールソーシャルワーカーの活用	5
	(1) 学校の役割(校内体制の構築)	
	(2) 教育委員会の役割	
4.	スクールカウンセラーとの連携	6
5.	スーパービジョン体制と研修のあり方と人材育成	9
	(1) スーパービジョン体制	
	(2) 研修のあり方	
	(3) 人材確保・育成にかかる人材養成(養成校との連携)	
	参考文献等	14

〈コラム等〉

・SSWr's Column①	～スクールソーシャルワーカーが大切にしていること～	4
・SSWr's Column②	～スクールソーシャルワーカーの特有の視点、実践方法について～	8
・SSWr's 実践	～実際の事例から～	12
・SSWr's Column③	～“生きる力”と“幸せに生きること”～	13

1. スクールソーシャルワークとは

学校現場では、いじめ、不登校、暴力行為が発現・発生し、また児童虐待を発見する場合があります。これらの要因は、児童生徒が置かれている環境も問題が多様化し、複雑に絡み合い深刻化している背景があります。また、社会変化に伴い、子どもの貧困やドメスティック・バイオレンス¹、ヤングケアラー²等、近年学校現場のみでは対応困難なケースが増えています。

スクールソーシャルワーク(以下、SSW)では、問題を抱えている児童生徒が「何に困っているのか」、「児童生徒が置かれている環境にどのような問題が起きているのか」に着目し、どうすれば児童生徒が安心して自分らしく生活ができるのか、福祉の視点で児童生徒と児童生徒を取り巻く環境に働きかけを行います。

2. スクールソーシャルワーカーは何をする人？

スクールソーシャルワーカー(以下、SSWr)は、教育現場を基盤に、社会福祉制度をはじめ幅広い社会的な制度や活動に関する情報、知識並びに地域福祉やソーシャルワーク(以下、SW)の領域で培われた専門的な援助技術を用いて、問題を抱えている児童生徒とその家族や学校、教職員への支援を行う専門職です。

具体的には、SSWrは、教職員や関係機関から問題を抱えている児童生徒の情報をくみとり、その背景に何が起きているのかを考えていきます。面談や家庭訪問を通し、児童生徒、家庭に寄り添いながら問題を理解し、一緒に整理していきます。そして、児童生徒にとって、社会資源につながることで、児童生徒の本来持っている能力が発揮できると考えたとき、つなぎ連携を図ります。

SSWrは、児童生徒が自己選択・自己決定ができ、自分の本来持っている力が発揮できるよう、教育と福祉が協働し合い、環境調整を行います。

(1)スクールソーシャルワーカーの職務³

- ①問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム支援体制の構築、支援

¹ ドメスティック・バイオレンス (domestic violence : 略称 DV) とは、内閣府男女共同参画局によれば、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。

(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/dv/index.html、2021.4.22)

また子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたる。

² ヤングケアラーとは、厚生労働省によれば、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている(18歳未満の)子どもをいう。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>、2021.4.22)

³ 神奈川県ホームページ「スクールソーシャルワーカーについて」

(<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/yakuwari.pdf>、2021.6.29)

④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

⑤教職員等への研修活動

(2) スクールソーシャルワーカーが大切にしていること

①児童生徒の最善の利益を優先する

当事者の児童生徒にとって、何が最もよいことなのか。

②本人の自己決定を尊重

児童生徒のパートナーとしてともに取り組む姿勢であり、自己決定を支える。

③エコロジカルな視点⁴

問題発生の責任を取り巻く環境との相互作用・影響に焦点をあてる。

④ストレングス視点⁵

本人や家族が持っている資源・力をさらに高め・強める働きかけ。

⑤学校教育制度の理解

所属長の指揮監督の下、学校との「報告・連絡・相談」を大切する。

⑥秘密の保持⁶

個人情報保護条例等を遵守する。教職員・関係機関と協働し、守秘義務の遵守。

⁴ ソーシャルワークでは、人と環境との相互影響を重視する。人は環境の影響を受けるだけでなく、環境にも影響を与えるという考えであり、児童生徒にとっての環境とは、家族や友達、先生、さらに地域や国、世界ととても多岐にわたる。これらの交流が滞りなくされていればよいが、さまざまな理由でこの交流関係がうまくいかず不適合状態に陥ることがある。ソーシャルワークでは、その環境と人との不適合状態を問題ととらえ、問題を解決するというのは、不適合状態に陥った関係をどのように折り合いをつけるか、ということになる【日本スクールソーシャルワーク協会編(2016);『子どもにえられるためのスクールソーシャルワーク』学苑社】。

⁵ 問題をとらえるときに、児童・生徒や家庭が本来持っている資源・力（ストレングス）に焦点を当て、その力をさらに高め・強める働きかけ（エンパワメント）を行い、支援を行うことで問題解決の方向性を考える。

神奈川県ホームページ「スクールソーシャルワーカーについて」

(<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/taisetu.pdf>、2021.6.29)

⁶ 秘密の保持に関しては、プライバシーの尊重を踏まえた視点が重要である。社会福祉士の行動規範の「クライアントに対する倫理責任」において「プライバシーの尊重と秘密の保持」が謳われており、精神保健福祉士の倫理綱領においても「プライバシーと秘密保持」が謳われている。両者とも、クライアントのプライバシーの権利擁護や専門職として業務上知り得た個人情報についての秘密の保持、また、業務を退いた後も秘密を保持する義務は継続するなどが明記されている。

社会福祉士の行動規範

(https://www.jacsw.or.jp/01_csw/05_rinrikoryo/files/kodokihan.pdf、2021.6.29)

精神保健福祉士の倫理綱領

(<https://www.jamhsw.or.jp/syokai/rinri/japsw.htm>、2021.6.29)

(3) スクールソーシャルワーカーへのつながりが考えられるケース
; 児童生徒や保護者(家庭)の様子から

【児童生徒の様子から】

- 着衣や履物の汚れがひどく、何日も入浴していない様子がある
- 朝食を摂らずに登校し、給食を異常に食べる
- 衝動的に、友人や教員を叩いたり物を投げたりする
- 帰宅することを拒む
- 万引きや家出、金銭の持ち出し等といった非行的な行動がある
- 年齢不相応な性的関心や知識がある
- 自傷行為⁷を繰り返す

【保護者(家庭)の様子から】

- 子どものことで連絡するが、連絡が取りづらい
- きょうだいの面倒をみさせるために学校を休ませる
- 夜、子どもだけで過ごさせることが多い
- 自宅にゴミが散乱しているなど生活環境が悪化している
- 治療勧告があっても子どもを医療機関に連れて行かない
- 会話が成り立たなかったり、感情の起伏が激しかったりする
- 夫婦間のケンカや暴力がある

⁷ 自傷行為とは、自分で自分の身体を傷つける行為をいう。一般的によく知られている自傷行為は、カミソリやカッターなどで手首を切るリストカット、腕の内側や外側を切るアームカット、また足首を切るレッグカットがある。

自傷行為は、近年までなかなか理解されず、ボーダーライン・パーソナリティ（境界性人格障害）の兆候や自殺願望の症状だと思われてきた。しかし今日では、自傷行為は、自殺行為とは違うことがわかり、自分の中の抑えきれない苦しみや痛みをどうにかしようとして、または、自分の身体をコントロールしようとして行う行為であることがわかってきた。ただし、自殺を行った者の中には、繰り返し自傷行為を行っていたというデータもあることから、自傷行為と自殺との線引きは難しいところがある【林直樹(2007);『リストカット』講談社現代新書】。

SSWr's Column①

～スクールソーシャルワーカーが大切にしていること～

学校においてソーシャルワークの視点を持つ教員は、教育相談、生徒指導、特別支援コーディネーター、養護教諭になります。しかし実際は個人差が大きく、また担当は1～3年で変わるため、関わっていく中でソーシャルワークの視点を育てているというのが実情です。学校内におけるキーパーソンは、先ほど述べたソーシャルワークの視点を持つ教員と同じです。教員以外の支援員（小中アシスト相談員、教育支援センター相談員、家庭支援員など）と一緒に子どもと関わることも多く、そのメンバーとの連携は非常に重要です。

スクールソーシャルワーカーが関わることで、子どもの気持ちの代弁や置かれている現状を多面的に先生に伝えることができ、子どもの理解が深まり、適切な関りや効果的な教育など、子どもの利益につながります。子どもは、現状を受容し、今後の選択と一緒に考えるスクールソーシャルワーカーとの関りを通し、課題解決だけではなく、その経験も本人の利益になっているのではと思います。



3. 児童生徒を支える相談体制とスクールソーシャルワーカーの活用

社会や経済の変化に伴い、児童生徒やその家庭、児童生徒を取り巻く地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に係る課題が複雑・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えています。

また、我が国の学校や教員は、欧米諸国の学校や教員と比較すると、多くの役割を担うことを求められていますが、これには児童生徒に対して総合的に指導を行うという利点がある半面、役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面があります。

以上のような状況に対応していくためには、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要であり、学校や教員が SSWr や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要です。

また、学校での相談体制の整備、機能強化のためには、教育委員会のバックアップも必要とされてきます。教育委員会、学校で求められる役割をそれぞれ以下にまとめました。

(1) 学校の役割(校内体制の構築)

学校が SSWr と連携し、児童生徒の課題の解決に向けて取り組むためには、校内体制をしっかりと整えておくことが必要です。SSWr が活動しやすいような環境を整える(環境整備を行う)ことで、効果的な活用・促進(機能的運用)につながります。

下記にて、環境整備と機能的運用例を載せていますが、とりわけ、SSWr が学校内で機能的に、また、組織的な連携・支援体制を維持するためには、学校内に、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、SSWr の役割を十分に理解・周知し、初動段階のアセスメントや関係者への情報伝達等を行う窓口となる教職員担当者の存在が必要と考えます。そのような担当者があることで(環境整備)、SSWr は、より迅速に児童生徒の状況をアセスメントでき、学校内外の関係機関との連絡調整・役割分担につながり(機能的運用)、学校と協働し、より児童生徒の最善の利益につながる実践に結びつきます。

環境整備	機能的運用
<ul style="list-style-type: none">① 配置校では SSWr の窓口となる担当者を決定する② 担当者は SSWr と連絡を密にし、SSWr が活動しやすい状況をつくる③ 全教職員に SSWr を紹介し、勤務日時、職務内容等について共通理解を図る④ SSWr を生徒指導・教育相談等に関する校内組織(校務分掌)に明確に位置付ける⑤ 児童生徒や保護者に SSWr の存在や役割を広く周知する⑥ 職員室に SSWr の机を置くなど、学校組織の一員として対応する	<ul style="list-style-type: none">① 校長は、SSWr との最初の打ち合わせで、学校方針、課題、体制等について説明し、目的等の共通理解を図り、SSWr の有効活用に努める② 勤務日や勤務時間については、SSWr と十分に相談の上決定する③ あくまでも SSWr は、学校のサポート的役割を担うものであることを理解したうえで、人的資源(支援)の一人と考える④ SSWr の助言を得ながら、関係機関との連携を図る

(2)教育委員会の役割

教育委員会は、学校やSSWrの活動拠点において、SSWrが適切に活動でき、児童生徒の安心した学校生活及び適切な地域環境が構築されるような支援体制を構築する必要があります。

そのうえで、教育委員会の役割⁸は、支援体制を構築するだけでなく、体制が機能しているか適切に把握し、学校等において課題が生じている場合は、担当指導主事及びスーパーバイザーを中心にその解決に向けて主体的に対応することが重要です。

- ① 当該自治体の克服すべき課題とSSW活用事業の目的、及び活用方法を計画する
- ② SSWr活動拠点の決定(教育委員会、適応指導教室、学校など)
- ③ 活動拠点、SSWrと共に当該事業の目的とSSWr活用方法について、共通理解する
- ④ SSWr担当を各活動拠点に置くよう、依頼する
- ⑤ SSWrを周知する(役割、活用方法等)
- ⑥ SSWrの居場所の確保を各活動拠点に伝える
- ⑦ 管理職向けの説明会又は研修会を設置し、SSWr活用事業の目的及びSSWr活用の在り方、準備、事務的内容について説明する
- ⑧ SSWrの研修の在り方を検討
- ⑨ 活動の振り返りや情報交換のための連絡会をもつ
- ⑩ 年度末に市町村教育委員会 SSWr担当と SSWrとで次年度の活用方式や方針、課題、活動内容等の確認を行う
- ⑪ 市町村教育委員会担当者と SSWrの連絡会の設置(都道府県教育委員会)
(SSWr 活用、支援方法などについて、研究協議や情報交換を行う)
- ⑫ スーパービジョン体制の整備(都道府県教育委員会)

4. スクールカウンセラーとの連携

スクールカウンセラー(以下、SCr)は、カウンセリング⁹を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対して、SSWr は法律や制度を理解した上で SWの技法を用いて、児童生徒と児童生徒を取り巻く環境に働きかけて、学校、家庭、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家です。それぞれ活動領域だけで集められる情報には限りがあります。

⁸ 「教育委員会の役割」について詳しくは、以下参照のこと。

大阪府立大学 山野研究室「効果的なスクールソーシャルワーカー配置プログラム」

(<http://www.human.osakafu-u.ac.jp/ssw-opu/>、2021.4.14)

⁹ 文部科学省によれば、カウンセリングは、人間の心理や発達の理論に基づく対人援助活動であり、個人の成長を促進し対人関係の改善や社会的適応性を向上させることから、様々な領域の対人援助サービスの専門家がそれぞれの場面で活用している。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/003/010/009.htm、2021.4.22)

そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して、個々の課題に応じた的確な対応を行うためには、ケース会議等において、SCr や教育相談担当、生徒指導主事等を通じ、それぞれの活動領域以外の情報も共有し、連携して対応することが必要です。

表 1 SSWr と SCr のアプローチの違い

	SSWr(福祉的アプローチ)	SCr(心理的アプローチ)
問題のとらえ方	・児童生徒を取り巻く環境との相互作用の中に生じている	・児童生徒の内面的な成長や気づきが問題解決の鍵である
支援の視点	・児童生徒を取り巻く生活環境全体 ・児童生徒と環境の両方	・個人の内面(心理)
支援の方法	・家庭、学校、地域との間で調整 ・地域の資源、情報の橋渡し ・チームで対応	・カウンセリングを通して問題解決 ・教職員へのコンサルテーション ¹⁰

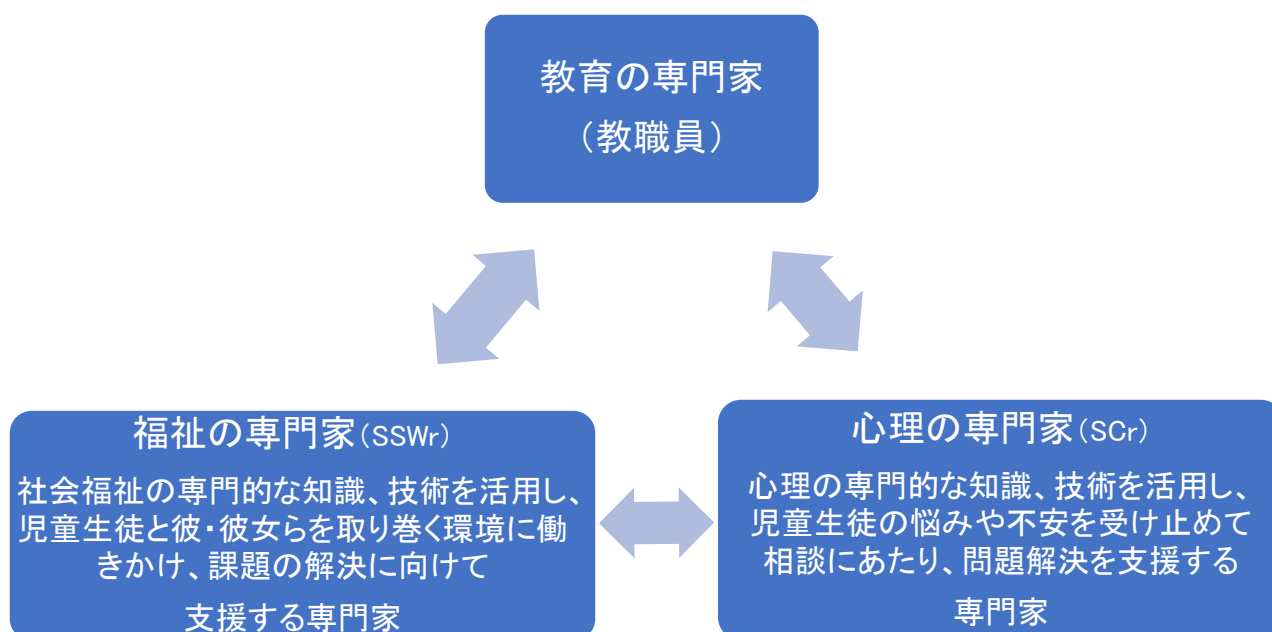


図 1 教職員・SSWr・SCr の連携

※それぞれの専門性を活用し、互いに連携することが大切です

¹⁰ 文部科学省によれば、コンサルテーションとは、あるケースについてその見方、取り扱い方、関わり方などを検討し、適格なコメントやアドバイスなどを（教職員に対し）行う。カウンセリングよりも指示的な意味合いが強く、従って対象に対するなんらかの見方や意見、コメントなどをコンサルタントであるカウンセラーが提示しなければならない。

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/shiryo/attach/1369901.htm, 2021.4.22)

SSWr's Column②

～スクールソーシャルワーカーの特有の視点、 実践方法について～

スクールソーシャルワーカーとして業務を行う際、最も大切に行っている視点の一つに「児童生徒の最善の利益を優先する」とある。今までスクールソーシャルワーカーの職に就いてから一貫して実践してきたと思っている。

これまでかかった事例で、その視点が見失われそうになったこともある。障害を抱えたある児童のケースだが、児童本人の自己決定が優先されず（児童本人の最善の利益が優先することが難しいという状況となり）、児童を取り巻く大人の事情（親の精神疾患等）や親含む関係者の意向が優先されてしまう場合である。

このような状況は「児童生徒の最善の利益を優先する」視点から考えると、子どもの最善の利益が脅かされていると思われる。しかし、スクールソーシャルワーカーは、子ども本人が望む自己決定ができる様、学校や保護者、また、子どもを取り巻く関係機関（医療度が高いケースであれば医療機関等）とケース会議を行い、連携して支援する視点を持ち、実践している。



5. スーパービジョン体制と研修のあり方と人材育成

SSWr は、「児童生徒の最善の利益」をめざし、「学校教育現場」を中心にしつつ SW 実践を展開します。その SW 実践を、継続的に、安定的にするためには、有資格者(社会福祉士や精神保健福祉士)を含む専門性ある質の高い人材が確保され、その人材が実践の場で育成される必要性があります。また、その人材確保と人材育成の前段階である人材養成という視点も必要不可欠と考えます。これらの点を踏まえ、スーパービジョン体制や研修のあり方、養成校との連携をキーワードに、以下に概観します。

(1)スーパービジョン体制

①スーパービジョンの機能

スーパービジョン(以下、SV)は、SW 実践に関して経験豊富なスーパーバイザーが、SW 実践における研鑽が必要なスーパーバイザーに実施し、スーパーバイザーであるソーシャルワーカー(以下、SWr)の資質向上を図ることを目的としています。また、SWr の資質向上を図ることでのクライアントへの最善の利益の具現化につながります。それらの目的を達成すべく、SV の機能には管理的機能、教育的機能、支持的機能の 3 つがあり、それぞれについてまとめたのが以下の表 2 となります。

これら、SV の 3 つの機能を SSW 実践における 3 つの機能として捉えたとき、まず(多くは、教育委員会での採用であるため)SSWr が学校教育現場において、どのような役割が期待されているのかを認識すること、また、学校教育現場で SSWr が、どのような業務が展開できるかを認識することが必要になります(管理的機能)。この認識を、SSWr が、また(教育委員会を含めた)学校教育現場の両者が認識することが必要になりますが、両者の認識を促すひとつの方法が、本書である「SSW ガイドライン」となります。

表 2 スーパービジョンの機能について

管理的機能	その SWr の所属組織において、SWr は所属組織からどのような役割が期待されているのか、SWr はどのような業務が展開できるのか等に関する認識を明確にし、管理する機能。この機能により SWr は、その所属組織の一員としての適切な SW 実践が可能となる。
教育的機能	その SWr の SW 実践において、その SW 実践の拠り所となる理論(SW の価値や知識、技術の部分)を認識し、さらにその理論を基とした SW 実践が適切に展開できているか等、SWr の SW 実践を振り返り、今後の SW 実践に活かすことができるよう教育する機能。
支持的機能	その SWr の精神的なサポートを行う機能。SW 実践では、必ず人が介在することから、相対するクライアントの主観の部分(感情や価値観、判断基準等)と向き合う際に、SWr が精神的に疲弊するリスクがある。そのリスクの軽減をめざし、SWr のバーンアウトを防ぐことにつながる。

次に、学校教育現場で SW 実践を行う SSWr の実践の拠り所、土台は SW の理論、実践です。SW 実践が、しっかりと SW の理論を基に適切に実践できているのか、児童生徒の最善の利益につながり、個々の児童生徒の自己選択や自己決定が保障されているのか等を振り返る作業が必

要になります。そして何より、児童生徒をひとりの生活者として捉える中、その児童生徒を取り巻く大人の都合寄りに実践が展開されていないか(児童生徒不在にしない)等を評価し、今後のSW実践につながっていくよう研鑽を継続的に重ねる作業も必要になります(教育的機能)。

また、児童生徒、その保護者、担任、管理職等の学校教職員、他機関の他専門職、地域住民等と多くの人と接するなかでSSWrは、多くの感情エネルギーを使い、精神的にとっても疲弊します。さらに、多くのSSWrはいわゆる「ひとり職」でもあることから、精神的に疲弊するリスクがより高まります。その精神的な疲弊さを軽減すること、疲弊が増すことで起こるバーンアウトを防ぐための支えが必要になります(支持的機能)。

上記を踏まえ、SSWにおけるSVは、学校教育現場で実践するひとり職であるSSWrをサポートすることであり、さらにSSWrの専門性の向上が図られ、児童生徒の最善の利益が優先されることにつながっていきます。

②スーパービジョン体制

2020(令和2)年度、沖縄県内において、教育委員会としてSV体制を構築している3事例について表3で示し、それぞれの概要、メリットや課題についてもふれます。

表3 沖縄県内におけるSV体制について(2020(令和2)年度)

	SV概要	SVのメリット・課題
沖縄県教育委員会	[対象SSWr]県内6教育事務所の計22名(約7割が有資格者)。 [SV体制]県内学識者(大学教授、専門学校教員)によるSV。それぞれ月12時間程度。	[メリット]学識者によるSV。より専門的なサポート可能。 [課題]離島である宮古教育事務所、八重山教育事務所SSWrへのSV体制。
うるま市教育委員会	[対象SSWr]4名(+当該市配置の県SSWr2名) [SV体制]県内学識者1名(大学教授)によるSV。年に数回。	[メリット]学識者によるSV。より専門的なサポート可能。市と県配置SSWrの連携・ピアヘルプ。 [課題]市配置SSWrの専門性(有資格者がいない)。SV機会の少なさ。
恩納村教育委員会	[対象SSWr]3名(すべて有資格者) [SV体制]県内学識者1名(大学教授)によるSV。年4回。	[メリット]学識者によるSV。より専門的なサポート可能。 [課題]村域が広いと、その配置や移動に時間が取られる等課題が見られる。 現在、1名は正職員であるが他の2名は会計年度任用職員である。

上記、3事例以外にも、補足として那覇市では、貧困対策予算として子ども寄添支援員(通称:SSWr)が配置されており、その子ども寄添支援員に対する研修等も実施されています。

(2)研修のあり方

SW実践において、その実践の拠り所となる理論(SWの価値や知識、技術の部分)があります。しかし、個々のケースは、個々のケース背景によりさまざまなケース経過をたどります。同じようなケースが100あったとしても、どれも同じような経過をたどるわけではなく、100通りの経過と100通りのゴールがあります。つまりSW実践は、理論を拠り所とし展開する個別援助となります。

ここで、研修のあり方を考える際、以下の2つの視点が必要だと考えます。

1つ目が、SW実践の拠り所となる理論(SWの価値や知識、技術の部分)の落とし込みです。そして2つ目が、個別援助に対応しSW実践を展開するために個々の実践力を磨くことです。

上記2つの視点ですが、研修ではさらに(学校教育の文化とSWの文化といった)互いの文化をクロスするしかけも必要になります。以下の表4に、研修のあり方(イメージ)についてふれていきます。

表4 研修のあり方(イメージ)について

	研修のあり方	互いの文化のクロス・しかけ
SW理論の落とし込み	[意図・目的]SW実践の根拠となる理論(価値・知識・技術)を落とし込み、SW実践につなげる。 [研修イメージ] ・SSWの基本的理解について ・アセスメントの方法、視点 ・他職種連携の方法、視点	[意図・目的]学校現場とSW実践者の両者がもつ文化・視点を互いが認識し、共有する。その最大の目的は、児童生徒の最善の利益につながるようブレない協働を展開すること。 [研修イメージ]
SW実践の磨き・研鑽	[意図・目的]個別援助に対応しSW実践を展開するための個々のSSWrのSW実践の磨き・研鑽につなげる。 [研修イメージ] ・事例検討会の開催(グループSV) ・ロールプレイを活用した事例検討	・指導主事による学校文化について(対象:SSWr) ・SSWrによるSWの視点について(対象:指導主事、学校教職員) ・事例を通したグループワーク等(参加者:指導主事、学校教職員、SSWr等)

(3)人材確保・育成にかかる人材養成(養成校との連携)

質の高いSSWrが継続して雇用され、定着してSW実践が展開できれば、何より「児童生徒の最善の利益」につながります。そのSSWrのSW実践が学校現場において評価されれば、継続したSSW事業として予算化され、引き続きSW実践が可能となります。これが、継続的な安定的なSW実践の場におけるSSWrの人材確保につながりますが、その前段階である人材養成にも目を向ける必要性があります。

SSWrの人材養成に係る教育課程については、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟において、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定を受けた養成校にて実施されています【2021(令和3)年4月現在において、全国では63校の認定校】。沖縄県内におけるスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の認定校は、沖縄国際大学、沖縄大学がありますが、養成課程では、専門科目群(「スクール(学校)ソーシャルワーク論」、「スクール(学校)ソーシャルワーク演習」、「スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導」、「スクール(学校)ソーシャルワーク実習」)があり、とりわけ、「スクール(学校)ソーシャルワーク実習」に関して、実習生は、実習を通しながら、理論の落とし込みに触れつつ、その理論がどう実践に結びついているのかといった「理論と実践の融合」を図っていきます。その経験は、実際にSSWrとして現場に出た際に役立ち、何より、質の高い専門性あるSSWrの人材確保につながっていきます。その実習の日程調整等に関しては、養成校側と、SSWrを雇用し配置している教育委員会等との連携・調整を通し、実習先の確保をしていく必要性があります。

SSWr's 実践～実際の事例から～

【事例1：小学校】

生活保護世帯で精神的に不安定な母親と暮らす児童は、2年以上不登校だった。



- ・生活保護世帯担当者と連携し、母親を医療に繋ぎ、訪問看護サービスを活用したことで、母親の精神状態が安定してきた。
- ・担任、特別支援コーディネーターと相談し、母親に児童の特別支援学級在籍を提案。コーディネーターのアドバイスにより児童が少しずつ登校するようになった。

【事例2：中学校】

夫からのDVから逃れ、県外から転入してきた母親と二人暮らしの生徒は、昼夜逆転になり、不登校に。



- ・居住地である自治体の児童家庭課に繋ぎ、家庭支援サービスを導入し、母親の精神状態を含めた生活状況が安定してきた。
- ・教育委員会の自立支援教室に繋ぎ、活動を通して生徒の意欲を高めることが出来、生徒が少しずつ登校するようになった。

SSWr を活用することで、以下の効果が期待できます

- ①社会資源の活用：課題の背景を整理し、支援可能な関係機関等と連絡調整することで複数の立場からの解決策を探ることが出来ます。
- ②校内支援体制の強化：ケース会議等を通して、チーム対応へと変化し、担任の負担軽減に繋がります。
- ③教職員のスキルアップ：SW的な視点を取り入れることで、問題行動の背景にある要因に着目した児童生徒理解に繋がります。



SSWr's Column③

～ “生きる力” と “幸せに生きること” ～

スクールソーシャルワーカーは当事者の強みを見つけ、力を引き出しながら、人や社会とつなげるために支えることが役割と言える。そして支援がうまくいった時、その手柄はスクールソーシャルワーカーではなく、本人と家族、そして担任等に渡し、実感してもらうことがとても大事だと思っている。

「頑張ったことがうまくいった！」という達成感を感じると、自己効力感が高まっていく。そうすると「自分にもできるんだ！」と、自分に対して“期待”を持つことができる。その期待こそが、生きる力になる。

そしてやはりスクールソーシャルワーカー自身の自己管理は、言うまでもなくとても重要なことで、自分の人生を豊かに生きてこそ、こどもたちに「生きるって楽しい。出会い、つながることって楽しい」というメッセージを伝えることができるので、自分を幸せにする生き方を大切にしたい。



【参考文献等】

- ・大分県教育委員会(平成 28 年);スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン (<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2001010.pdf> 、20210328)。
- ・島根県教育委員会(平成 30 年);教育相談体制充実のための手引き (<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1156922/130siryou2-1.pdf> 、20210328)。
- ・宮崎県教育庁義務教育課(平成 31 年);スクールソーシャルワーカー活用指針 (<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/724739.pdf> 、20210328)。
- ・埼玉県教育委員会(令和 2 年);スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック (<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/724739.pdf> 、20210329)。
- ・栃木県教育委員会(平成 29 年);スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m09/jidouseitosisidousuisinsitu/documents/sswrguide.pdf> 、20210327)。
- ・広島県教育委員会(平成 31 年);スクールソーシャルワークの考え方を踏まえた相談・支援体制の在り方について、生徒指導資料、No.40。 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/343165.pdf> 、20210410)。
- ・滋賀県教育委員会(平成 31 年);「スクールソーシャルワーカー活用リーフレット」 (<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/2040344.pdf> 、20210424)。
- ・静岡県教育委員会;「静岡県スクールソーシャルワーカー初動ステップ」 (<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-060/documents/r3-06ssw-syodou-step.pdf> 、20210424)。
- ・長崎県教育委員会(令和元年);「スクールソーシャルワーカー活用の指針」 (<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/07/1563237436.pdf>、20210424)。
- ・山梨県教育委員会(令和 2 年);「スクールソーシャルワーカー活用事業ガイドライン」 (https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/documents/r2_ssw_guidlines.pdf、20210424)。
- ・北海道教育委員会(令和 2 年);「スクールソーシャルワーカー(SSW)との連携について」 (<http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/R01SSWjissen/R01SSW10leaflet.pdf>、20210424)。
- ・神奈川県ホームページ「スクールソーシャルワーカーについて」 (<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/taisetu.pdf>、20210629)。
- ・文部科学省中央審議会(平成 27 年);「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf 、20210424)。
- ・大阪府立大学 スクールソーシャルワーク評価支援研究所(平成 30 年);「効果的なスクールソーシャルワーカー事業プログラム」(<http://www.human.osakafu-u.ac.jp/ssw-opu/> 、20210424)。

- ・文部科学省、教育相談等に関する調査研究協力者会議(平成 29 年);「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/attach/1388337.htm、20210424)。
- ・馬場幸子(2020);『スクールソーシャルワーク実践スタンダード』、明石書店。
- ・日本スクールソーシャルワーク編(2016);『子どもにえられるためのスクールソーシャルワーク』、学苑社。
- ・金澤ますみ他編著(2016);『スクールソーシャルワーカー実務テキスト』、学事出版。
- ・門田光司他編(2012);『スクール[学校]ソーシャルワーク論』、中央法規。
- ・山野則子他編著(2012);『よくわかるスクールソーシャルワーク』、ミネルヴァ書房。
- ・林直樹(2007);『リストカット』、講談社現代新書。

発行;2021(令和3)年9月

沖縄県教育庁義務教育課

協力;沖縄県スクールソーシャルワーカー配置事業

スーパーバイザー:比嘉昌哉(沖縄国際大学)

仲宗根政貴(ソーシャルワーク専門学校)

スクールソーシャルワーカー:崎原美智子(那覇教育事務所)

大城愛美(那覇教育事務所)